物品役務等、公 共工事等の名称		皇居勤労奉仕団世話業務及び窓明館管理業務		
共工事等の名称		皇居勤労奉仕は、昭和20年5月の空襲で焼失した宮殿の焼け跡を整理するため、同年12月に宮城県内の有志が勤労奉仕を申し出たことが始めで、その後、各地の団体からも同様の申出があり、今日に至っている。奉仕団は、皇居および赤坂御用地で除草や清掃などの作業を行っている。本業務は、皇居及び赤坂御用地において奉仕される団体のお世話を行うことを目的とし、次のことを委託している。ア 奉仕団休所(窓明館)の開錠及び施錠及び照明等の点灯及び消灯イ 奉仕団休所の管理棟、事務室及び台所等の清掃ウ 奉仕団休所のロッカーの管理(奉仕団への鍵の引渡及び回収を含む)エ 弁当の受け渡し及び湯茶の準備・回収オ 喫煙室の管理及び清掃		
契約の	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
状況	契約者名	財団法人菊葉文化協会	財団法人菊葉文化協会	公益財団法人菊葉文化協会
過	契約形態	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
去 3 年	応札者数	1	1	2
度	支出額(千円)	848	937	881
	1. 契約形態・契約条件の妥当性 ①一般競争入札を実施している。 ②仕様書は、当該法人以外を排除するような内容ではなく、妥当である。 ③競争参加資格は、競争参加資格名簿登録業者であること、指名停止措置を受けてい期間ではないこと等基本的なもののほか、委託する業務内容を踏まえ、過去5年間において「延べ床面積450㎡以上の施設において、建物内外の清掃及び建物管理等の業務」を行った実績を求めている。これは面積において対象箇所の半分程度以上の清掃・管理の議を求めているものであり、妥当である。 2. 競争性を確保するための取組みに係る検討結果 本件入札に当たっては、宮内庁庁舎内掲示板のほか、ホームページでの公告を開庁日5日間行っており、競争性を確保するための取組は妥当である。 3. 他の主体による実施の可能性についての検討結果 競争参加資格を満たす者であれば、他の主体であっても実施可能である。なお、平成25年度は2者が応札した(入札関係書類の受領は7者)。 4. 継続的に実施させることの必要性・効率性(継続支出となっているものに限る。) 同一者に継続的に実施させる必要はなく、既に上記のように競争性のある契約方式としているところである。			指名停止措置を受けている 踏まえ、過去5年間におい なび建物管理等の業務」を 程度以上の清掃・管理の実 ページでの公告を開庁日1 可能である。 7者)。
		今後,本件については,入札を辞退した者にアンケート等を行い,それに基づいて契約条件等の必要な見直しを検討する。		

物品役務等、公 共工事等の名称		皇居東御苑管理業務			
契約により行う事業の概要		皇居東御苑は、昭和44年開園以来、国民に解放されており、憩いの場として利用されている。 本業務においては、次のことを委託している。 ア 皇居東御苑の巡視を行い、苑内禁止事項等の取締を行うこと。 イ 皇居東御苑の入園者に対して入園票を発券し、当該入園者が退出する際には、保持する入園票を確実に回収すること。			
契約	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
の状況	契約者名	財団法人菊葉文化協会	財団法人菊葉文化協会	公益財団法人菊葉文化協会	
過	契約形態	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札	
去 3 年	応札者数	4	2	1	
度	支出額(千円)	7,675	7,342	7,676	
	検証結果	1. 契約形態・契約条件の妥当性 ①一般競争入札を実施している。 ②仕様書は、当該法人以外を排除するような業務内容ではなく、妥当である。 ③競争参加資格は、競争参加資格名簿登録業者であること、競争停止措置を受けては期間ではないこと等基本的なものほか、委託する業務内容を踏まえ、過去5年間におい「公園などの屋外施設において、施設へ入園する者に対する受付案内業務及び園内巡などの業務」を行った実績を求めているものであり、妥当である。 2. 競争性を確保するための取組みに係る検討結果 本件入札に当たっては、宮内庁庁舎内掲示板のほか、ホームページでの公告を開庁15日間行っており、競争性を確保するための取組は妥当である。 3. 他の主体による実施の可能性についての検討結果 競争参加資格を満たす者であれば、他の主体であっても実施可能である。 なお、平成25年度は3者が応札した(入札関係書類の受領は7者)。 4. 継続的に実施させることの必要性・効率性(継続支出となっているものに限る。) 同一者に継続的に実施させる必要はなく、既に上記のように競争性のある契約方式とているところである。			
えナ	内容・見直し	今後, 本件については, 入札を辞件等の必要な見直しを検討する。		,それに基づいて契約条	

<i>ት/</i> ጠ	物品役務等、公一の大米兼給租際者等用業務			
共工事等の名称 三の丸尚蔵館観覧者管理業務				
	的により行う 業の概要	三の丸尚蔵館は、皇室に代々受け継がれた絵画・書・工芸品などの美術品類が平成元年6月、国に寄贈されたのを機に、これら美術品を環境の整った施設で大切に保存・管理するとともに、調査・研究を行い、併せて一般にも展示公開することを目的として、平成4年9月に皇居東御苑内に建設され、翌年11月3日に開館した。企画する展覧会では、多数の国民に収蔵品を鑑賞する機会を提供している。本業務においては、次のことを委託している。ア開館時間内において、監視のために玄関ホール及び展示室に、また管理のために玄関前に要員を配置すること。イ展示室等における照明不点灯や自動扉等の不具合の有無の確認を行うほか、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の発生を警戒すること。ウ照明不点灯や自動扉等の不具合をはじめ、何らかの異常又は障害に気付いた時は、速やかに三の丸尚蔵館管理係(以下「管理係」という。)に連絡すること。エ開館前及び閉館後に展示室始め玄関前の清掃を行うこと。また、開館中も必要に応じて適時行うこと。オ数取器による入館者数の入力を行うこと。		
契約の	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
状況	契約者名	財団法人菊葉文化協会	財団法人菊葉文化協会	公益財団法人菊葉文化協会
。 過 去	契約形態	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
3 年	応札者数	2	2	1
度	支出額(千円)	3,535	3,051	3,642
	検証結果	1. 契約形態・契約条件の妥当性 ①一般競争入札を実施している。 ②仕様書は、当該法人以外を排除するような内容ではなく、妥当である。 ③競争参加資格は、競争参加資格名簿登録業者であること、指名停止措置を受けている期間ではないこと等基本的なもののほか、委託する業務内容を踏まえ、過去5年間において「美術館・博物館などの施設において、当該施設と同規模以上(展示室160㎡、玄関ホール35㎡、玄関前500㎡)の館内・外の監視業務などの業務」を行った実績を求めているものであり、妥当である。 2. 競争性を確保するための取組みに係る検討結果 本件入札に当たっては、宮内庁庁舎内掲示板のほか、ホームページでの公告を開庁日15日間行っており、競争性を確保するための取組は妥当である。 3. 他の主体による実施の可能性についての検討結果 競争参加資格を満たす者であれば、他の主体であっても実施可能である。 なお、平成25年度は1者が応札した(入札関係書類の受領は3者)。 4. 継続的に実施させることの必要性・効率性(継続支出となっているものに限る。) 同一者に継続的に実施させる必要はなく、既に上記のように競争性のある契約方式としているところである。		
えた	記結果を踏またた今後の見直 今後、本件については、入札を辞退した者にアンケート等を行い、それに基づいて契約条の内容・見直し 件等の必要な見直しを検討する。			, それに基づいて契約条

物品役務等、公 共工事等の名称		皇居参観案内業務			
契約により行う事業の概要		皇居における参観業務について、当庁職員を補助するため、次のことを委託している。 ア 参観者の受付及び遅刻者の対応の補助 イ 参観者休所(窓明館)における備品類等の貸与及び回収の補助 ウ 参観者へのパンフレット配布の補助 エ 参観者の誘導、案内、説明及び退出の補助 オ 皇居東御苑へ入園を希望する参観者の誘導補助			
契約の	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
状況	契約者名	財団法人菊葉文化協会	財団法人菊葉文化協会	公益財団法人菊葉文化協会	
過	契約形態	(公募)随意契約	(公募)随意契約	(公募)随意契約	
去 3 年	応札者数	1	1	1	
度	支出額(千円)	1,287	1,330	1,269	
:	検証結果	1. 契約形態・契約条件の妥当性 ①応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、公募を実施している。 ②仕様書は、当該法人以外を排除するような内容ではなく、妥当である。 ③応募要件は、競争参加資格名簿登録業者であること、指名停止措置を受けている期間ではないこと等基本的なもののほか、委託する業務内容を踏まえ、ア、業務実績に関する要件として、過去5年間において「国の機関、地方公共団体及び特殊法人等の発注で施設の案内業務において、一回1時間程度の説明案内で一日に複数回行う業務を年間契約として契約した実績のあること」イ、業務執行体制に関する要件として「皇室及び皇室関係の施設について、それぞれの伝統・文化に関する専門的な知識の蓄積があり、人材を育成するための研修等を実施していること」を求めている。アについては、国の機関、地方公共団体及び特殊法人等に限定した受注実績や年間契約として契約した実績を求めることは必ずしも必要ないと認められる。イについては、参観者を誘導する際などに、参観者からの質問に適切に答えられるように、皇居等に関する知識を求めることは妥当であるが、求められる知識や人材育成の研修の水準を明確にすることが望ましい。 2. 競争性を確保するための取組みに係る検討結果本件は、随意契約を行う前に、宮内庁庁舎内掲示板のほか、ホームページでの公募を開庁日15日間行っており、競争性を確保するための取組は妥当である。 3. 他の主体による実施の可能性についての検討結果応募要件を満たす者であれば、他の主体であっても実施可能である。 4. 継続的に実施させることの必要性・効率性(継続支出となっているものに限る。)同一者に継続的に実施させる必要はなく、既に上記のように競争性のある契約方式としているところである。			
えたしの	検証結果を踏まえた今後の見直として、応募要件の次の点を見直す。 業務実績に関する要件について、過去5年間において「1日に1時間程度以上の施設 業務又はその補助業務を3ヶ月以上実施した実績を有すること」とする。 業務執行体制に関する要件について、求められる知識や人材育成研修の水準の明確について検討する。			とする。	

担当部局: 京都事務所

物品役務等、公 共工事等の名称		京都御所ほか参観案内業務		
契約により行う事業の概要		京都御所ほかにおける第3土曜日等の参観業務について、次のことを委託している。 ア 参観者の誘導、案内、説明 イ 参観時刻に遅刻した参観者への対応 ウ 参観者への備品類等の貸与及び回収 エ 御殿の開閉及び参観順路、御殿等に汚れを認めたときの清掃 オ その他緊急を要する事態が発生した場合の対応		
多彩	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
の 初 第	契約者名	財団法人菊葉文化協会	財団法人菊葉文化協会	公益財団法人菊葉文化協会
ű	契約形態	(公募)随意契約	(公募)随意契約	(公募)随意契約
井 3	応札者数	1	1	1
馬	支出額(千円)	2,419	2,522	2,634
1. 契約形態・契約条件の妥当性			当である。 停止措置を受けている期間 え、ア・業務実績に関する を国等の展示施設(美術 等)等の案内業務におい 対の案内業務におい 対ので請け負った実績を を関連施設、特に宮廷文化 が文化に関する即 が文化に関する知識を有 がの研修の水準を明確に はのの研修の水準を明確に はののがある。 たまる。 であると考える。	
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直しの内容・見直しの内容・見直し時期 次回の契約時に、応募要件の次の点を見直す。 業務実績に関する要件について、過去5年間において「1日に1時間程度以業務又はその補助業務を3ヶ月以上実施した実績を有すること」とする。 業務執行体制に関する要件について、求められる知識や人材育成研修のについて検討する。		とする。		